

令和2年第3回  
利根町議会定例会会議録 第5号

令和2年9月16日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
財 政 課	長	大越達也君
福 祉 課	長	蜂谷忠義君
子育て支援課	長	花嶋みゆき君
保健福祉センター	所長	狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	中村寛之君
保険年金課長兼国保診療所事務長		直江弘樹君
経済課長兼農業委員会事務局長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	田口輝夫君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	赤尾津政男
-------------	-------

書  
書

記  
記

荒 井 裕 二  
野 田 あゆ美

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 5 号

令和2年9月16日（水曜日）

午前10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 議案第45号 | 令和2年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について                   |
| 日程第2  | 議案第46号 | 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例                            |
| 日程第3  | 議案第47号 | 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例         |
| 日程第4  | 議案第48号 | 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例      |
| 日程第5  | 議案第49号 | 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6  | 議案第50号 | 令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）                            |
| 日程第7  | 議案第51号 | 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第8  | 議案第52号 | 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第9  | 議案第53号 | 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）                       |
| 日程第10 | 議案第54号 | 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）                        |
| 日程第11 | 議案第55号 | 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）                    |
| 日程第12 | 議案第56号 | 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第13 | 議案第57号 | あっせんの申立てについて                                     |
| 日程第14 | 議案第58号 | 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件                           |
| 日程第15 | 議案第59号 | 令和元年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件                     |
| 日程第16 | 議案第60号 | 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件                    |
| 日程第17 | 議案第61号 | 令和元年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件                      |
| 日程第18 | 議案第62号 | 令和元年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件                       |
| 日程第19 | 議案第63号 | 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件                   |

日程第20 議案第64号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第21 議員提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書

日程第22 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

追加日程第1, 井原正光議員の議員辞職勧告決議

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第45号

日程第2 議案第46号

日程第3 議案第47号

日程第4 議案第48号

日程第5 議案第49号

日程第6 議案第50号

日程第7 議案第51号

日程第8 議案第52号

日程第9 議案第53号

日程第10 議案第54号

日程第11 議案第55号

日程第12 議案第56号

日程第13 議案第57号

日程第14 議案第58号

日程第15 議案第59号

日程第16 議案第60号

日程第17 議案第61号

日程第18 議案第62号

日程第19 議案第63号

日程第20 議案第64号

日程第21 議員提出議案第2号

日程第22 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

追加日程第1, 井原正光議員の議員辞職勧告決議

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、保健福祉センター所長から発言を求められておりますので、これを許します。

狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） おはようございます。

9月7日にありました井原議員からの一般質問の答弁内容につきまして、補足説明及び修正をさせていただきます。

コロナ禍の質問に関する答弁の中で、取手市医師会が設置した地域外来検査センターについて御説明申し上げた件でございます。9月7日、取手市医師会より正式文書が届きましたので、改めて御説明いたします。

9月1日付で取手市医師会地域外来検査センターを設置、9月8日から運営を開始し、ドライブスルー方式により、1日10件の検体採取を実施するとの内容でございました。また、運営日時は、火曜、水曜、土曜の午後1時から4時まででございます。これに関しては、祝日はしないということでございました。

次に、修正点でございます。

先日の答弁で、文書が届き次第周知しますとお答えしたところでございますが、通知文に設置場所などについては、非公開となるため、御配慮いただきたいとの一文が添えられていたことと医師からの完全予約制による検査体制であることを考慮し、公式ホームページなどによる周知は控えさせていただくことにいたしました。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

日程に入ります。

---

○議長（船川京子君） 日程第1、議案第45号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、質疑をいたします。

一般会計補正予算（第7号）の一番最後なのですがけれども、広域消防費の市町村圏事務組合消防費負担金168万2,000円、これは緊急活動による備品等と説明があったかと思えます。その備品等の内容を詳しく説明してください。

それから、関連して、構成市町村の負担割合、総額などが分かれば説明してください。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 備品の内訳ということで、まず予算書に記載のとおり、稲敷広域市町村圏事務組合に対する消防費負担金、これでごさいます、新型コロナウイルス感染予防対策のため、各消防署に配備される消耗品と備品購入のための負担金でごさいます。

内容ですが、主に、救急隊が装備、装着するもので、救急搬送の際、コロナウイルス感染症予防のためのものでごさいます。消耗品は、緊急搬送の際に着用する感染防護衣、これの上下400着、それとアイソポッド用エアフィルターというのがあるのですが、これは、備品に附属するもので、その備品というのは、アイソポッド、これは、担架に密閉式の防護カバーを取り付けたようなもので、内部を陰圧の状態に保つことができるほか、8か所にゴム手袋が取り付けられているため、ポッドを開閉することなく、触診が可能なものでごさいます。このアイソポッドにつけるエアフィルターが消耗品として計上されております。

それと、構成市町村の負担割合でごさいますが、負担金の計算ですが、稲敷広域の規約で分賦金の割合を定めております。今回の分賦金は、消防費に関わる経費の算出に基づき算出したものと考えております。

その割合で、各市町村の金額ですが、龍ヶ崎市が581万2,000円、牛久市が588万9,000円、稲敷市が406万6,000円、阿見町が386万9,000円、利根町が予算に計上したとおり168万2,000円、河内町が97万8,000円、美浦村が166万4,000円、以上でごさいます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 大体分かりましたが、今の金額の違いというのは、人口によるものなのか何なのか。

それと、もう一つは、新型コロナの緊急対策費なので、これは国から出ないのですか。交付金などはないのですか。その1点だけお尋ねします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 負担割合の計算式なのですが、先ほど申し上げましたとおり、年度当初で分賦金を納めるわけなのですが、それは消防費に関わる経費の算出に基づいているもので、基準財政需要額割が50%、それと職員配置割50%、これが計算式でごさいます。

それと、国の補助金、交付金等につきましては、稲敷広域の件でごさいますので、補助金はないという前提で今回各市町村に割り当てているというふうに伺っております。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第45号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてを採決します。

本案は、原案について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案について承認されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第2、議案第46号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 今回、利根町の個人情報保護条例の第30条について、文言が追加されるわけなのですが、その文言の中で、特に、条例事務関係情報提供者とあるのですが、ちょっと理解ができないので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず番号法に基づく情報連携というところから御説明させていただきます。マイナンバーを利用した事務は、自治体間では情報の照会、これに対する情報の提供という形で行われ、これらを全て国が管理する情報提供ネットワークシステム、これを通じて行うこととなります。マイナンバーの利用は、原則として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これに定められた事務に限定されますが、番号法9条第2項の規定によりまして、社会保障、地方税、防災に関する事務、その他これらに類する地方自治体の単独事務であって、地方自治体が条例で定めた事務においては、マイナンバーを独自に利用することができることになっております。このような事務は、条例事務、いわゆる独自利用事務と呼ばれております。

このように、マイナンバーを利用した事務は、法律で定められた事務と町が条例で定める独自利用の二つに分かれていることから、法律で定められた事務の情報連携の当事者をそれぞれ情報照会者、情報提供者とし、条例で定める独自利用事務の情報連携の当事者をそれぞれ条例事務関係情報照会者、それと、条例事務関係情報提供者として使い分けております。

御質疑いただきました番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報提供者でござい

ますが、これは個人等を指すものではなく、自治体を指すものでございまして、条例事務関係情報提供者とは、独自利用事務において、情報を提供した自治体を指すものでございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） それでは分からないから、細かくどういう職業のものか、それを聞きたいのです。そういう関係条例のものをただべらべらとしゃべったのでは、今、私、細かい資料あるから大体分かるのだけれども、一般の人は分からないでしょう。だから、情報提供者というのは、どういう方なのかというのか、職業の方をいうのか、それが必要なのです。それを知りたいのです。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今、詳しく説明したつもりでございましたが、なかなか理解していただけないということで、簡単に言ってしまうと、自治体を指すものでございます。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） では、こちらから申し上げますけれども、条例事務関係情報提供者を加える、これは何を加えるかという、個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者、これを加えるわけですね。この関係者とは職業は何だと、そこを説明してもらわないと分からないのです。それらについては、税務署であるとか、保険事務所であるとか、健康保険の連合協議会であるとか、いろいろあるでしょうから、こういうことまで踏み込んで説明してもらわないと困ると。今後こういうことでもって、条例改正のときは、私どもに分かるように説明してください。お願いします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず独自利用事務に関する情報提供者ということで、自治体が該当するわけなのですけれども、町のほうの独自利用をしているものにつきましては、まず、利根町行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、これを町で定めることによって、その中で定められた条例がこれに基づいて定められた条例に基づく事務が対象となってきます。

その条例でございまして、利根町においては一つございまして、利根町医療福祉費支給に関する条例、これにつきまして、マイナンバーを利用し、所得その他課税情報等を情報照会することができるということになっております。

町でいいますと、担当課としては、保険年金課が主管課になっておりますので、保険年金課からいろいろな税情報等を自治体、その窓口に来られた方、申請のあった方について、情報を照会して提供してもらおうと。そうすることによって、住民の方がいちいち市町村に出向いて、情報をペーパーで取得してくる必要がなくなる。その提供者ということは、町側が照会しておりますので、町側が照会者、相手方の自治体が提供者という形になるとい

うことです。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第46号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第47号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それではお聞きいたします。

今回のこの改正は、小規模保育事業のA型、B型、C型があるのだけれども、Cを除いたA、Bについて、その准看護師という人を1人に限って保育士とみなすというそういう改正になっていますよね。その改正の背景に、第37条の居宅訪問型保育事業者があつて、そして、第4項が追加されることよつての改正かと思うのです。准看護師が追加される。それで、この文言、母子家庭等云々とあるのですけれども、その場合に、乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合と今までなつていたのですが、それが保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合が追加されたということで准看護師が追加されたのかなと思うのですけれども、これどうなのでしょう。その辺お聞きしたいです。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

まず准看護師に1人に限り保育士とみなすことについてということと、あと母子家庭のことはまた別になっておりまして、まず、准看護師を加えた中でというほうの質問のお答えをまずいたします。

保育所に配置する保育士の数につきましては、国の基準により、乳児はおおむね3人に1人、満1歳から満3歳に満たない幼児はおおむね6人に1人、満3歳以上4歳に満たな



い児童はおおむね20人に1人、満4歳以上の児童はおおむね30人に1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とすることが定められております。また、保育所における保健師または看護師の配置につきましては、全国的に保育所における乳児の受入れが増加する中、特に3歳未満児に対しては、感染症に関する観察の必要性和適切な判断など、保健的な対応の専門家である看護師等の配置の促進が求められておりますが、保育所において保健師または看護師の確保が難しいといった地域の実情がございます。

また、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令により、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定につきましては、当該保育所に勤務する保健師、または看護師を1人に限って保育士とみなすことができることとされておりましたが、地方からの提案等に対する対応方針により見直しが行われまして、児童福祉施設算定基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準が改正されまして、保健師または看護師に加えまして、准看護師についても、1人に限って保育士とみなすことができるとされました。

こうして、保育所が保健師や看護師の雇用が難しいため、准看護師を雇用している場合であっても、保育士の配置基準を満たすことができるようになり、小規模な保育所においても、看護師等の配置が促進されていくことが予想されます。

また、改正により、保育所において、保健師または看護師の確保が困難である地域で、規制緩和により、保育士とみなされることとなる准看護師につきましては、保健師または看護師と同様に、嘱託医との連携体制の確保を行うなど、准看護師としての専門的な知識を生かしながら、保育業務に従事できるため、健康管理など保育の質が向上しまして、安心・安全な保育所運営ができる環境づくりが、その推進が期待されます。

それと、母子家庭等の新たに保護者の疾病、疲労、その他身体上、精神上もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合ということが加わりました。その以前は、夜間の労働だけに限られていたのですが、母子家庭の場合は、身体上とか、精神上、そういったことにも考慮してあげましょうということで、そういったことが追加されました。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 細かく説明いただいたのですが、私が心配しているのは、この追加されたその疾病、これは病気なのです。病気を准看護師が見ていいものかどうか。そこに問題点があるような感じがするのです。准看護師というのは、医師か看護師からでも指示を受けて業務をするということになっているのです。看護師は国家公務員かもしれないですが、准看護師は国家公務員の資格は必要ないですよ。今のところ医師法か何かでは、いわゆる疾病等については、携わってはいけないのだということになっている。今回、この疲労はいいとしても、疾病という言葉が加わったことによって、その准看護師の果たしてどういう位置づけというか、せつかく保育士になっても、その疾病に対して、当たられ

るのだろうか、看られるのだろうか、これが疑問に思ったので、質疑をさせていただいたのです。これは、国の上位法の改正から下りてきて、町条例が改正されたのだらうと思うので、国のその考え、背景など、それが分かったら教えてください。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、お答えいたします。

こちらは、保護者の方の疾病、疲労、そういった場合に、子供の疾病ではなくて、保護者が具合が悪いときに、子供を預かれますよというふうに改正されたということです。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第47号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第4、議案第48号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第48号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案について決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第49号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 質疑をいたします。この法第43条第2項について、定数、人員、確認の規定が削られたということで、利根町にある施設は、利根町の皆さんが確認するから、他町村からの児童というか、幼児がその施設を利用した場合に、他町村の施設について確認しなくてもいいよと、そういうことですか。とすると、利根町でその確認をするという業務、内容、確認の方法というのはどういう方法なのですか。

また、新しく改正になったばかりなのだけれども、他町村から入ってきている幼児等がいるかいなか分からないのだけれども、その人に通知等、これはこれまでに確認していますよという、基準を満たしている施設ですよという通知なんかは差し上げなくてもいいのでしょうか。その1点だけお聞きします。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

地域型保育事業者は、利根町においては、もえぎ野わかば保育園がありますが、子供のための教育保育給付費として、財政支援を受けるために、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、事業所所在市町村長が、利根町ですね、利用定員や保育士の配置など、運営に関する基準の確認を受ける必要があります。地域型保育事業に係る確認の効力としては、確認をする市町村に居住する児童に対する地域型保育給付費に限り及ぶこととされているため、ほかの市町村に居住する児童が利用する場合は、事業所の所在する市町村による確認に加えまして、利用児童が居住する市町村におきましても、確認を行う必要がありました。このたび令和元年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえまして、地方公共団体に対する義務づけ、枠づけの見直し等の関係法律の整備が行われまして、子ども・子育て支援法におきましては、近年、全国的に地域型保育事業所の数が大幅に増加しまして、市町村をまたぐ広域利用の事例が増えまして、保育の受け皿として果たす役割も拡大していることから、地域型保育事業を行う者に対する事業所ごとの効力について、認定こども園や保育園などの教育・保育施設と同様に、事業所所在市町村長による確認の効力が全国に及ぶこととしまして、他市町村によるさらなる確認は不要とするとして、事務負担の軽減につながる見直しがされました。

そして、通知がされているかといったことで、利用する場合には、その居住市町村長に申請をしまして、利用しますというような方法を取りまして、その居住市町村から通知が本人に行くようになっております。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ちょっと外れるかも分かりませんが、この地域型保育事業の中で、認可基準を満たすことができなくて、それで認可外というようなことになった場合は、国側の補助は受けられないのだと思うのですが、これは何らかの救済措置とか、その国の給付金等の受けられる措置ができたのか、できないのか、もし分かったら教えてください。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、お答えいたします。

認可外保育所の利用についてですが、こちらにつきましても、無償化の一端として利用して、その利用費を補助することはできます。それに該当すれば、利用することは、補助はつけられます。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第49号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第50号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

質疑通告議員は7名です。

通告順に質疑を行います。

9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） それでは、質疑いたします。

14番工事請負費で、道路維持工事業で3,641万円の全額減額でございます。これは、財政課長の説明によりますと、見直しによる減額となっておりますが、当初予算を計上して、全額減額というのは、事業の中止か見直しという説明ですが、見直しの内容ですが、これは事業の中止とか、事業の変更とか、そういうことは考えられますが、その見直し内容について、説明してください。

○議長（船川京子君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 五十嵐議員の質疑にお答えいたします。

減額の内容ですが、事業費全額の見直しでございます。まず町道1023号線道路修繕工事2,860万円の減につきましては、羽根野台地内の二葉幼稚園東側及び南側の路線約280メートルについての蓋なし側溝から蓋つき側溝への布設替え及び路盤の舗装工事でございます。羽根野台の道路修繕は、ライフライン事業者と同調工事として実施しておりますが、今年度の水道工事の完了時期が来年1月頃になってしまうという情報もありますので、年度内の事業の着手ができない可能性もありますことから、来年度早期の事業として実施したいと考え、減額するものでございます。

続きまして、次の町道1067号線道路修繕工事781万円の減につきましては、昨年の台風21号による大雨の際に、早尾の天神様の南側にあります町道1067号線において、道路の一部及び民地ののりが崩れたことにより、緊急で復旧工事を行った箇所であります。この上下区間の排水整備及び路盤舗装を打ち替える道路工事を予定したものでございますが、調査を行う中で、災害を起こした要因は、旧県道である町道202号線からの雨水流入が原因と見受けられ、既にこの交差点部においては、雨水を流入させない対策工事を行ったことから、減額するものでございます。今後の事業につきましては、経過観察の上、検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 五十嵐議員。

○9番（五十嵐辰雄君） そうしますと、この町道1023号線ですが、水道工事と関係しますが、この事業の実施が、これは減額したのですけれども、来年度、また当初に計上する予定はあるのですか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 来年度事業として予算要求したいと考えております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、4番大越勇一議員。

○4番（大越勇一君） 令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）について、増減の理由を伺います。

13ページ、款2項1目3節7がんばる利根町応援寄附募金事業報償費325万3,000円の増額について。

次に、16ページ、款3項1目1節19障害福祉サービス事業668万9,000円の増額について。

続きまして、20ページ、款2項2目2節18保育所等補助金事業367万7,000円の増額について。

続きまして、24ページ、款5項1目5節18利根西部地区基盤整備事業962万5,000円の減額について。

続きまして、26ページ、款7項2目2節14道路維持管理事業990万円の減額について伺います。

節14道路維持工事事業3億6,410万円の減額については、先ほど五十嵐議員と同じ内容の質疑となりますので、私の質疑は取りやめにいたします。

○議長（船川京子君） ここで暫時休憩とします。

再開を10時55分とします。

午前10時44分休憩

---

午前10時55分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大越勇一議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、大越議員の御質疑にお答えいたします。

令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）の歳出、款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費、がんばる利根町応援寄附募集事業の増額理由でございますが、節7報償費につきましては、今年度の寄附の伸び率から考慮いたしまして、返礼品に関わる費用といたしまして54万円、冷凍や遠隔地への発送による発送費用増額分としまして40万円、昨年度より開始いたしました返礼品の定期便につきましては、昨年度申し込まれた方への今年度の発送分の費用といたしまして211万2,000円となっております。

また、今年度の寄附増加見込みに関連しまして、節11役務費において、各種通知の郵送料1万3,000円、寄附受付に伴う事務手数料等18万8,000円を合わせて計上してございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 蜂谷福祉課長。

○福祉課長（蜂谷忠義君） それでは、大越議員の御質疑にお答えします。

障害サービス事業の扶助費、障害者施設措置費給付費の増額の理由とのことですが、この事業につきましては、障害のある就学児童、小学生、中学生、高校生が学校の授業の終了後や長期の休暇中に通うことのできる放課後等デイサービスと養育を必要とする未就学児を対象とする通所による支援を行う児童発達支援の給付になります。その増額の主な理由につきましては、障害のある就学児童が利用する放課後等デイサービスの利用が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、学校が臨時休校や分散登校になり、利用回数が増えたことによるものです。利用回数は、新型コロナウイルス感染前の令和2年1月は117件だったものが、6月には183件となり、約1.6倍の利用等となっております。町から施設への給付の月額額は102万6,000円から191万3,000円となり、88万7,000円増えています。なお、臨時休校期間の利用料が休日扱となり、約15%アップとなっております。

このような状況でありますので、当初予算額では給付費用に不足が生じることから、今

回増額の補正を行うものです。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、大越議員の御質疑にお答えいたします。

20ページの款3 民生費，項2 児童福祉費，目2 児童措置費，節18負担金補助金交付金の保育所等補助金事業367万7,000円ですが，まず，地域子育て支援拠点事業費補助金ですが，国の補助基準額が引き上げられたための増額となります。地域子育て支援拠点事業は，国が定める子ども・子育て支援交付金の対象事業となっており，町の子ども・子育て支援事業計画に基づき，支援の着実な推進を図ることを目的として交付されます。その交付要綱の一部改正により，改正前基準額815万2,000円から改正後は827万円に引き上げられたため，11万8,000円の増額となりましたので増額分を補正するものです。なお，負担割合は，国3分の1，県3分の1，町3分の1となっております。

次の保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業ですが，こちらは，令和元年度に新型コロナウイルス感染症対策のための補助金として，布川保育園，文間保育園，東文間保育園，もえぎ野わかば保育園各園において，50万円を上限として必要な感染症対策のための備品や消耗品を購入していただき，その金額を補助するものでしたが，当時は，消毒液やマスクなどが非常に品薄となっており，購入が困難な状況であったため，予算額を有効に使い切れず残額となってしまいましたが，今回，国から令和元年分と令和2年度分を合計して，各園に50万円を上限とする補助金とされたため，各園で昨年度に購入できなかったものについて，今年度を利用する予定の合計金額である55万9,000円を増額いたします。こちらは，国の10割負担となっております。

次に，新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金についてですが，こちらは，新型コロナウイルス感染症対策で，施設や事業に対する補助として，職員が感染症対策の徹底を図りながら，事業を継続的に実施していくために必要な経費として，マスクや消毒液，エプロン，手袋などの衛生用品や感染防止のための備品の購入，また，各園の職員が勤務時間外に消毒などを行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当，非常勤職員の雇用などをした場合などの補助として，1施設，または1事業当たり50万円の補助としまして，布川保育園，文間保育園，東文間保育園，もえぎ野わかば保育園及び地域子育て支援拠点事業に，合計250万円の増額補正となります。こちらは，県を通しての間接補助で，国の10割負担となっております。

次の新型コロナウイルス感染症拡大防止事業費補助金についてですが，こちらは，子ども・子育て支援交付金の対象事業となっている地域子育て支援拠点事業に対して，新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る目的で50万円の増額補正となります。こちらも国の10割負担となっております。

保育所等につきましては，新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により，学校が臨時

休校となった場合でも、働く保護者のために、基本的に開所していただく必要があります。感染症予防対策の対象となる各種補助金につきましては、各園や事業を継続していくため、最大限に有効活用していただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、大越議員の質疑についてお答えします。

24ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費、利根西部地区基盤整備事業962万5,000円の減額についてでございますが、当初換地原案策定のみ、第1地区の工事の着工までを計画して事業を進めておりましたが、中田切地区の測量変更や測量により生じた現況との違いについての地区内への編入作業、地区外への変更、代替土地の交換処理等により、事業の遅れが生じ、換地原案の策定が遅れることに伴う年度内での工事着工が困難となったことによる減額でございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 大越議員の御質疑にお答えいたします。

道路管理事業歩道整備工事990万円の減額につきましては、町道104号線、役場下からフレッシュタウンの信号に向かいます、フレッシュタウン地内で延長約360メートルの老朽化した歩道の舗装の打ち替えする工事でございます。

町内の歩道の現状としましては、老朽化が進行しておりますことから、道路担当課としましては、施設改善を含め、道路の安全・安心のため、次年度以降、財源が確保され次第、修繕に取りかかりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） それでは、がんばる利根町応援寄附募金事業について伺います。去年から急激にふるさと納税の金額が増額していると思いますが、この原因というか、いい結果なのですが、それについて教えてください。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、大越議員の御質疑にお答えいたします。

昨年度から業務委託先のほうを変更してございまして、それに伴いまして、返礼品なんかも新規でかなりの数、返礼品を載せてございます。また、町外のイベントにおきまして、職員のほうが利根町のアピール等しておりますので、その点で伸びたのかなと考えております。

また議員におかれましても、要所要所で利根町のふるさと納税ということでPRしていただいておりますので、その分で、寄附が伸びたのかなと考えております。



以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。

5ページの第3表で、地方債の補正、追加で道路の整備事業債6,570万円について説明してください。

それに、歳入で款22地方債、過疎対策事業債1億3,540万円のうち、利根西部地区基盤整備事業970万円、道路整備事業1億1,940万円減について、減額の理由について説明してください。

それで、款22町債、道路整備事業債で6,570万円、過疎対策の組替え、その理由について説明してください。

歳出の24ページの農林水産業費で、1点だけ、農林水産業費で、負補交で利根西部地区基盤整備事業962万5,000円の減、これ1点だけ事業債の先ほど大越議員の質疑があった中で説明があったのですけれども、この説明では、残金の確定と事業費の変更がこれであったのかどうか、その辺、説明をお願いします。

26ページの土木費、工事請負費については、それは結構です。

27ページの教育費、款9番、教育費、目1の報償費50万8,000円、小学校統合準備委員会委員のメンバー、それと、何名分なのか、その辺について御説明ください。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）の第3表、地方債補正、道路整備事業債の追加についてでございますが、過疎対策事業債からの組替えによるものでございます。組替えの理由でございますが、過疎対策事業債につきましては、全国的に要望が増え、地方債計画額を上回ったことにより、減額の調整対象となったことによるもので、調整率につきましては、ハード事業分においてマイナス28.5%であります。調整額についてはマイナスの1億4,700万円となっております。なお調整額と今回の補正額の差額分につきましては、今後、各事業費の確定に合わせて減額する予定でございます。

続きまして、歳入の款22町債、項1町債、目4過疎対策事業債の減額のうち、利根西部地区基盤整備事業につきましては、先ほど経済課長のほうから答弁がありましたとおり、今年度の事業費の減により、また、町道整備事業につきましても、先ほど御説明いたしましたとおり、過疎対策事業債の減額調整によるもので、事業の中止等のため、減額と道路事業債への組替えによる減でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、石井議員の質疑にお答えし

ます。

減額のあれですが、本来であれば、計画どおり換地原案に基づき、第1建築の整地作業までを行う予定でしたが、そこまで今年度はできないということによる減額になります。

以上です。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、石井議員の御質疑にお答えします。

まず、統合準備委員会のメンバーでございます。児童生徒保護者の方が14名、地域住民の方が6名、学校関係者の方が10名、それぞれ代表の方を考えております。また、役場関係者で3名ということで、現在33名の委員で構成を考えております。

今回計上させていただきました予算、何人分かという御質疑でございますが、こちらに關しましては、学校関係者、また役場職員を除きました児童生徒の保護者代表者の方、また、地域住民代表者の方、委員20名分ということで、6回開催するという形で、謝礼また保険料を計上させていただいております。

以上です。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 道路整備事業債の6,500万円、これは道路事業債で組み替えて過疎債が削られて、それをどうしてもここでやらなくてはならなかったほどの事業なのかどうか。過疎債でやれば、70%の補助があると思うのです。これを道路事業債でやると、利率が5%以内というようなことなので、なぜここで組み替えてまで事業をやるのか、その点はどうか。本当にこれやらなくてはならないのかどうか、その辺、説明してください。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 石井議員の質疑にお答えいたします。

過疎対策事業債のほうが、ハード事業分が全国的に要望が、地方債の計画額を上回ったということで、減額調整になったということを知っております。町道の整備事業は、その中で見直しを行ったものでございます。過疎対策事業債は、道路整備に充当されることは、事業としてかなり進んだものと思っております。その中で、いろいろな工事の中で、充当していただいたものとしましては、町道112号線、大房立木の事業、あと1190号線、これは惣新田裏の工事、そのほか109号線は、利根川沿いの河内に向かう幹線道路、こちらは交付金事業の上に過疎対策債を充当していただいて事業が進められております。それから、交付金事業ではないのですけれども、町道104号線、これは、今年度の事業として、農免道路から文小付近まで舗装修繕をする予定となっております。それから、町道102号線、これは利根中前の横須賀立木間の舗装は過疎債かその道路事業債を充当いただきまして整備が進んだと考えております。そのほかの道路としまして、羽根野台ですか、あと、立木

の円明寺付近のところでも過疎債並びに道路事業債を充当させていただいて、幹線道路及び生活道路の整備ができていると考えております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、説明を受けたのですけれども、過疎債のハード分が要望が多くて、28%何がしが駄目になったというようなことなのですから、過疎債が有利だから、過疎債借りても、最終的には3割は返せる、戻るのであるけれども、利率が5%以内で、わざわざ高いものを作ってまで緊急性があるか、それは次年度に回すとか、そのようなことが必要ではないかと思うのです。もう1回お願いします。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

確かに、石井議員の言うとおりのこともあると思うのですけれども、町道の現状としては、大分劣化状況も進んでいる状況でございますので、過疎債でできることが一番いいことだと思うのですけれども、道路事業債のほうでも組み替えてもらって、町道整備がされるということがいいことだと、安全・安心にはつながったということで考えております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、7番花嶋美清雄議員。

○7番（花嶋美清雄君） 令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）11ページ、款22町債、項1町債、目4過疎対策事業債、消防設備整備事業630万円の減額の詳細を。

ページ20、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、清掃事業650万1,000円の詳細を。

ページ31、款9教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、利根町駅伝大会実行委員補助金60万円の減額の詳細をお願いします。

○議長（船川京子君） 花嶋美清雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、花嶋議員の御質疑にお答えいたします。

令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）の款22町債、項1町債、目4過疎対策事業債の消防設備整備事業の減額でございますが、初日に議案説明しましたとおり、第11分断の活動休止に伴い、小型動力ポンプ積載車購入見合せのための減額でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 中村環境対策課長。

○環境対策課長（中村寛之君） それでは、花嶋議員の御質疑にお答えいたします。

清掃事業の650万1,000円の詳細ですが、こちらは、ごみ袋購入の補正になります。今年度当初のごみ袋購入では、新型コロナウイルスの影響があり、国外生産は安定供給に問題があったため、国内生産としたことにより、製造単価が高くなり、当初ごみ袋大を90万枚購入予定としておりましたが、50万枚の購入になりました。

また、新型コロナウイルスの影響で自粛が続き、家の片づけに役立てていただこうと、1世帯10枚を全世帯に対し、約6万4,000枚を配布しましたので、当初発注予定の不足分の40万枚と在庫分の20万枚を補正するものです。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、花嶋議員の御質疑にお答えいたします。

目1保健体育総務費、こちらのほうの利根町駅伝大会実行委員会補助金60万円の減額の詳細ということでございます。こちらにつきましては、令和2年度の第1回利根町駅伝大会実行委員会、こちらのほうの会議において、今回新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、大会を中止するというのを決定いたしましたことから、利根町の駅伝大会実行委員会の補助金の全額60万円、こちらを今回減額をさせていただいたものです。

以上です。

○議長（船川京子君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 停止の期間の、いつまでかというのは分かりますか。停止期間というのは、まだ復活できるという、今停止ということの説明なのですが、また活動を開始というのはあり得るのですか。消防です。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 現在、団員、全て退団しておりますので、復活するのか、廃団にするのかということ消防団の本部のほうで話し合っております。ただ、今回は、復活という見通しがまだ立っておりませんので、それで減額したと。歳出のほうは減額したということになります。

○議長（船川京子君） 次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明でございます。

令和2年度利根町一般会計補正予算議案第50号についてお尋ねいたします。

まず一つ目の質問、5ページ、第3表、地方債補正、2の変更で、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債、中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債において、補助金が減となった理由が分かればお答えください。

そして、二つ目の質疑でございますが、款4衛生費、ごみ袋については、先ほど花嶋議員のときに答弁いただきましたので、結構でございます。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この補助金が減額となった理由でございますが、当初、国のGIGAスクール構想の加速による学びの保障という事業がございます。その中で、学校環境のネットワークに関しましては、2分の1、補助を出しますという事業でございます。町の事業見積額、工事

額の2分の1ということで、今年6月の議会に地方債のほうを計上させていただいたところですが、しかしながら、7月に入りまして、国のほうで補助金の算出方法が、当初の説明であった工事見込額の2分の1から、単価表による工事見込額を計算したものと比較をいたしまして、低額となるほうを採用するという補助金の支給が変更になりました。国の基準の変更が行われたため、補助金を減額したということでございます。

○議長（船川京子君） 次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山でございます。

議案第50号、一般会計補正予算（第8号）こちらのほうで、4個お伺いすると通告いたしました。22ページのごみ袋の購入費増の理由については、お伺いいたしましたので、こちらのほうは取りやめといたします。

続いて、27ページの教育費、教育委員会費、活動費の小学校統合準備委員会委員会謝礼、これにつきましては、石井議員のほうから聞いていただきましたので、委員会の構成、委員会開催回数については、お聞きいたしました。委員の構成の中で、一つだけお伺いいたします。

地域の方々の委員が入っていらっしゃるのですけれども、小学校区でいうと、三つございますが、地域ということで、その分布といいますか、そちらのほうも考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

続いて、30ページ、款9教育費、項4社会教育費、目5資料館費、資料館管理事業1万8,000円の増でございますが、こちらのほうは、職員の方が管理人から事務員に変更になったことということをお伺いいたしました。どのような業務であって、どのような業務に変わったのか、そちらのほうをお伺いいたします。

続いて、30ページ、図書館費についてでございます。同じく教育費。図書館管理運営事業の中で、コピー機、こちらの賃借料、増額になっておりますが、この理由をお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、石山議員の御質疑にお答えします。

地域住民の6名、どのような割り振りになっているのかということでございます。地域住民6名は、学校区単位で2名ずつということ考えております。布川小学校区2名、文小学校区2名、東文間小学校区2名の合計6名ということ現在考えております。

失礼しました。訂正します。文間小学校区2名です。

○議長（船川京子君） 久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、石山議員の御質疑にお答えいたします。

目5資料館の資料管理事業の1万8,000円の増でございます。こちらのほうにつきまして、職員が管理人から事務員に変更になったことの業務の変更内容ということでございます。こちらのほうでございますが、今回の補正につきましては、資料館の会計年度任用職

員の報酬等の増額ということでございます。こちらのほうの業務内容といたしましては、古文書のデジタルベース化が主な内容となっております。業務内容については、従来そのままございまして、変更という関係はございません。ただし、当初予算においては、本来、事務員で計上するところを誤りまして管理人ということで計上してしまいましたので、改めまして、事務員で計上しまして、今回の増額という形になったような状況でございます。

次に、目の8 図書館費の図書館管理運営事業、こちらの使用料及び賃借料の増額になった理由でございます。こちらのほうの増額の理由といたしましては、現在、図書館の事務室内にコピー1台、こちらのほうが設置をされております。このコピー機につきましては、平成24年、水道課がなくなり、それまで水道課のほうで使用していたコピー機を図書館のほうで使用しているような状況でございます。このような経緯によりまして、現在賃貸借契約等を締結していないということから、トナー等の補充等もできない状況となりまして、このまま使用することができなくなってしまうこと、また、機器の老朽化が進んでいることもあることから、今回、新たにコピー機を更新するために、予算の計上をいたしたところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、質疑をいたします。

まず第3表の追加、それから変更について、起債について伺ってまいります。何人かの議員もこれについては質疑していますが、改めて過疎事業債から道路整備事業債に変更になった理由、先ほどからハード部分の地方債計画額が上回ったと、申込みがいっぱいあったということですか、そのために減額したのだと。調整率は28.5%だというような説明がありましたけれども、改めて、この変更、いろいろな諸事情が生じてきますので、その辺を含めて、検討して変更したのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

それから、小中学校のネットワーク整備事業の減額、起債対象事業、国庫補助金が減額になったから、基準率が改正になったからとかというような話がありました。それによって、起債が増えたのだよと。これだけでは、何かちょっともう少し納得する説明が。これは両方とも、将来の町財政を圧迫するレベルなのです。ですから、よく説明してもらわないと納得できません。

それから、6 商工費町内共通商品券、償還金、利子及び割引料ということで、1,000円上がっていますが、されど1,000円、町の貴重な財源であります。したがって、この1,000円に絡むところのこの事業の販売、どのように販売数量、件数といいますか、その辺を改めてお聞きしたいと思います。

それから、消耗品、備品購入、これも消防費の強力ポンプ積載車の予算が削られたということで、質疑がされておりますけれども、改めて、この消防というのは、町の災害、非常に重要なのです、消防分団。それを消滅させるということは、以前もありましたけれど

も、大変なことなのです。ですから、今話を聞いていると、何か消防団に任せているようなお話だったのだけれども、これは、あくまで行政が関わるべきです。そういうことを踏まえて、実際に地元に行って、行政が足を運んで、何で消滅するのと、その理由等を聞いて、なるだけなくなることを阻止する、そういうことをしたのかどうなのか、それをお聞きしたい。

その三つです。お願いします。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、井原議員の御質疑にお答えさせていただきます。

説明の内容でございますが、初日の議案の説明とダブってしまいますが、御了承願いたいと思います。

第3表の地方債補正でございますが、初めに、追加でございますが、起債の目的で、道路整備事業債で過疎対策事業債からの組替えにより増額するものでございます。

次に、変更でございますが、起債の目的で、臨時財政対策債は令和2年度発行可能額の確定により、151万2,000円を増額し、限度額を1億5,451万2,000円とするものでございます。

過疎対策事業債は、ハード分で、全国的に要望額が地方債計画額を上回っているため、減額調整となりまして、1億3,050万円を減額し、限度額を4億1,930万円とするものでございます。先ほど井原議員の御質疑にもありましたが、調整率はマイナスの28.5%となっております。

次に、小学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債は、補助金の減により320万円を増額し、限度額を1,440万円とするものでございます。中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債は、こちらも補助金の減により300万円を増額し、限度額を1,450万円とするものでございます。

地方債の制限としまして、地財法第5条におきまして、地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとございます。ただ、その中で、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができると書かれております。主に、学校のその他の文教施設、保育所、その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾、その他の土木施設等の公共施設または公用施設の建築事業費の財源とする場合はこの限りではないとあってありますので、今回財源の確保ということで、起債を行っております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 近藤経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（近藤一夫君） それでは、井原議員の質疑にお答えします。

販売数量ということですので、販売場所は、利根郵便局、東文間郵便局で、それぞれ利根郵便局のほうで3,431枚、東文間郵便局のほうで628枚、合計で4,059枚の発行でございました。

以上です。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 消防団の確保についての御質疑でございますが、11分団につきましては、退団したということで、消防団本部のほうでも危惧しておりまして、退団したことを受けて、廃団にすぐすべきではないということで、何とかしていくしかないということで、話し合いを持たれております。なくさないためになのですが、少子化が進んでいる中で、どうしても人口減少に伴って、全体数が少なくなっているという状況の一つございます。それでも、団員の確保は必要と感じております。

町でも、広報での募集、それと区長会の集まり等で、消防団の確保について、お願いしているという状況でございます。

消防団の本部のほうでも、団を安易になくすことは考えておりませんので、できるだけ継続していただけるような策を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、担当課長から説明がございましたが、地方債、今、法的なことから、地方財政法第5条に基づくものということの説明がありましたけども、この過疎対策事業債とそれと臨財だったかな、二つあったか、それは地財法から、第5条からのぞかれるということだろうと思うのです。今回、その特別の扱いのこの過疎事業債が、一般の道路債に組み替えられるということですよ。今言った起債をその財源とした事業、それはあまりよろしくないということがうたってあるわけですよ。何よりもまず、これが、過疎債であれば、理由は分かりますよ、地方債計画額を上回ったから、それは国の言い分なのです。こちらとしては、なるべく有利な過疎債を利用して事業をやるところが当たり前の話。それをわざわざ高い道路事業債、これに切り替えてまでやる、そういう事業だったのか、それなのです、問題は。そこに決断、財政担当者の勇気、お金を持っているのですから。お金を動かしているのだから、ないものはない、できないものはできない、そういう勇気もまた必要なのです、担当者として。将来の財政を圧迫させない、これがまず一つの基本だろうというふうに私は思います。

それと、教育費のこの国庫補助金、補助基準額云々というような話、もっともらしい話なので、私からすれば、何とも説明不足だなと。これは、はっきり言えば、口は悪いけれども、担当者のミスではないのですか。こういうことやるというのは。だって、補助基準額というのは決まっているわけで、補助支援申請時にだって協議したでしょう。そうすれば分かるではないですか。ニュアンスで。つくつかないか。それから、この起債そのものというのは、内示額がなければできないでしょう。だから、そうことから含めて、もう



少し何か丁寧な説明が欲しいなというふうに思います。

それから、消防、難しいと思うけれども、復興させるのは難しいと思うけれども、人員の問題、年齢の問題、それから、お金の問題、いろいろあると思うのですよ。でも、以前にもそういうところが何かありました。でも、年齢はさておいて、存続している分団もあるのです。お願い、あれは、行政がお願いしているのですからね。災害が起きた場合困るから、今、消防団というと、みんな若い、血気盛んな人が団員になるというような、頭の中にありますけれども、しかし、ある程度年配者でも、そういう組織をしておくことによって、近隣の何かのそういう火災というのは、役に立つのです。みんながみんな消防団は若手でやっているわけではないです。都会に行ってごらんください。何々町内会、自治消防団組織、みんなやっているではないですか。みんなロートルですよ。初期消火です。だから、そういうことを含めると、行政でちょっと足を運んで、行って、どういう事情か分からないけれども、対処できるものなら対処してほしいなというふうに私は思います。

では、答えてください。

○議長（船川京子君） 青木学校教育課長。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、井原議員の御質疑にお答えします。

地方債の金額、今回、第5号から第8号、補助金額が減ったことにより、限度額を引き上げた、それは当初から分かっていたことではないのかというようなことをおっしゃいましたが、御存じのとおり、国のほうで5年間をかけて、小中学生、パソコンを1人1台ずつ普及していこうと言っていた計画が、急遽前倒しということになりました。先ほど峯山議員の御質疑のときにもお話をさせていただきましたG I G Aスクール構想の加速による学びの保障、こちらが国から示されたものが、今年5月11日でございます。この時点で、工事額の2分の1を全国から希望する市町村から国のほうは集計をしたと。ところが、手を挙げる自治体が多かったもので、国の予算額2,292億円をかなりオーバーしてしまったので、補助金の算出方法の見直しをしたということでございます。

町のほうに最終的に決定通知が来たのは、7月14日ということで、今回の補正で、まずは、補助金の減額の補正、そして、通信ネットワークの起債のほう、そちらの限度額の引上げ、それをさせていただいたということで、国から来ているスケジュールどおり、町で申請をし、その代わり、その内容が大きかったので、国のほうから補助金の変更があったということでございますので、その辺は御承知をいただきたいと思います。

また、当初より、この事業につきましては、国から2分の1の補助金、そして、残りの2分の1の90%は起債を使っても構わないよと、その代わり、今年度やらないと補助金はないよというような形の進め方をされてきましたので、今後の利根町に起債として残る、その辺もよく考えてほしいというお話もございましたが、今回、起債のほうを増やしていただいたという形でございます。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 私は議案第50号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）について反対討論をいたします。

過疎対策債から道路整備事業債に組み替えますと、それは地方債計画で上回ったと、そういうために減額するんだよというような説明でございますけれども、これは、町財政に、将来に、大きな負担を及ぼすことになるというふうに、私は考えております。

過疎債は、御承知のとおり、元利償還金の70%は基準財政需要額に算入されますから、残り3割しか返済しないということになります。今回、1億3,050万円の3割、3,915万円ぐらいですか、これだけ本来であれば返せばよかったのですが、今回道路整備債に切り替えますと、6,570万円、これ丸々返すことになる。こういう大きな財政を圧迫するような起債額の変更というのは、議会としては、私はちょっと認められないという考えをいたします。事業の内容にもよりますけれども、少し延期するとか、何かそういう決断が私は欲しいなという感じがいたします。

小学校整備については、課長からるる説明がございましたけれども、やはり、国庫補助金の申請時に、いろいろな状況というのは分かると思うのです。感触で。また、私が一番心配しているのは、総事業費か、事業費かによって、補助金の算出が違っているものですから、その辺の基準額によって、そのミスもあったのかなというふうに疑ってしまったこの補助金の額でございます。

起債申請というのは、補助金の内示が必要で、内示ができなければできませんので、やはり担当者は、ゆっくり見定めて、関係機関ともよく協議して遂行するというのが私は必要だというふうに思っております。

今さら申し上げるまでもございませぬけれども、公務員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならないと、そういう責任を負うということになっています。また、首長は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるように努力しなければならないと、これは地方自治法第2条に掲げてあるとおりでございます。

とにかく、将来に大きな財政負担が生じる起債、増額補正、令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）について、私は反対討論をいたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

峯山典明議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明でございます。

議案第50号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回、様々な質疑が複数の議員から出されて考えました。とても悩みました。先ほど井原議員の討論にもございましたとおり、やはり財政というものが関係してきます。この利根町、財政破綻しないように、やはり予算というものはチェックしていかなければいけません。

そして、先ほど、執行部の方から、過疎債、そして道路工事債、その組替えについて様々な答弁がありました。道路に関しては、安心・安全のまちづくりのため、道路の劣化が激しい、進めていかなければいけないという答弁でした。

確かに、借金が残る、返さなければいけない、これはすごく大事なことです。しかし、この利根町の安心・安全を守るということも大事です。私は、そのために、決算委員会があると思っております。今後、この大きな金額、何千万を超える金額をかけて行った事業をこれから効果を検証し、本当にそれが効果があったのかどうかというものを見ていけば、一番それが町のためになると思います。そして、効果がなかったときに初めて、どうしてこの金額をかけたのかと、もう一度問いただすことが必要かなと思います。

そして、私が質疑させていただきました小学校、中学校のGIGAスクール構想について。こちらはまず補助金ありきの事業だと私は考えておりました。今回、補助率の変更があり、実際今回申請しなければ、補助金が出ない、下りないという話もあります。そして、利根町自体は、小中学校のICT化にかじを切っております。だからこそ進めていかなければいけないと感じています。

子供たちの質の高い教育、そして、日本全国進んでいるICT化に取り残されないためにも、利根町はもうやるしかない状況に来ています。だからこそ、補助率が下がりました、ではここでやめますではなくて、借金は増えますが、子供たちの教育のためにも、ここは町が頑張らなければいけない事業なのかなと思っております。

しかし、これも先ほどの道路と一緒に、やはり効果を検証していかなければいけません。これだけ大きな金額をかけます。補助率が変わってもやると言ったからには、これから効果を検証し、本当にそれだけの教育ができているのか、こちらを私はチェックしていきたいと思っております。

これからの効果を期待するというので、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第50号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

再開を午後1時30分といたします。

午前 1 1 時 5 9 分休憩

---

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第51号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告議員は3名です。

通告順に質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第51号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算、14ページの歳入で、款6の1の雑入、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、これ医療分として60万円。

15ページの歳出の報償費で診療で60万円、説明では、1人当たり5万円掛ける12名との説明なのだけれども、財源内訳でその他になっているのです。その辺の説明をしてください。

それに、款2の医療用機械器具費44万6,000円、これは人工呼吸器賃借料、予算は何台で計上していて、これはどこで、診療所で設置しておくのかどうか、その辺、説明してください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、石井議員の質疑にお答えいたします。

まず歳入で、14ページの款6諸収入、項2雑入、目1雑入、節1の雑入で、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金、医療分なのですけれども、60万円の増額につきましては、これは国の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業でありまして、国から県を通して、茨城県国民健康保険団体連合会から交付されます。

この事業は、医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、収束に向けて、ウイルスに立ち向かう相当程度の心身に負担をかける中、強い使命感を持

って業務に従事していることに対し、慰労金を給付することを目的に、診療所ですと、1人当たり5万円の給付額となります。60万円の給付対象者は、診療所職員で8名、内訳といたしましては、医師1名、看護師2名、事務職3名、管理人2名、あと委託業者で4名、内訳は窓口業務で3名、清掃業務で1名で、総数は12名となります。

次に、歳出ですが、款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費、節7の報償費ですが、歳入で説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の医療従事者や職員に対して給付するものです。また、特定財源内訳ですが、茨城県国民健康保険団体連合会からの歳入であります。歳出は、報償費での支出となり、支出先の財源が分かっておりますので、財源内訳はその他となります。

次に、款2医業費、項1医業費、目1医療用機械器具費、節13の使用料及び賃借料の人工呼吸器の賃借料44万6,000円につきましては、入院されているときから人工呼吸器を使用している方が退院され、現在、在宅療養されている方で往診診療を行っております。その往診診療のとき、人工呼吸を使用することから、1台分を補正するものです。

また、当初予算で、何台で計上かとの質問ですが、当初予算では、人工呼吸の賃借料は計上しておりませんので、ゼロ台となります。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に、1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 議案第51号についてお尋ねいたします。

15ページの事業費、先ほどの石井議員の質疑にございましたが、人工呼吸器についてお尋ねいたします。こちらの台数、そして、設置場所として、期間があれば期間についてお答えください。台数については、先ほど1台という回答でしたので、こちらは結構でございます。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、峯山議員の質疑にお答えいたします。

まず、設置場所につきましては、在宅療養にて使用するため、患者様の御自宅に機械が置いてあります。

また、期間につきましては、今回の補正は44万6,000円で、この期間は、今回の補正は9月から3月分までの7か月間となります。なお、1か月当たりの賃借料は税込みで6万3,800円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 私も人工呼吸器賃借料について伺います。

これは、生命維持装置なのですけれども、入院して退院された方の往診という話なので

すけれども、これ何人ぐらい患者さんいるのですか。それで、往診で、先生、車などで行くのでしょうかけれども、この消毒というか、看護師や何かも二、三人連れていかないとできないような感じがするのだけれども、何人体制で人工呼吸器を装置したり外したり、あるいはまた行っても、1患者当たり、何時間ぐらいやっているのですか。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、井原議員の質疑にお答えいたします。

まず、人工呼吸器は1台で1人分になります。

また、何人体制かということなのですが、この機械自体は、慢性呼吸不全の患者さんで、この機会には、酸素吸入する、二酸化炭素、吸った分を排出する機械になります。継続的に、補助換気の必要なための機械で、使用する場合は、最初のときは、先生が使い方をお教えして、その後、家族の方もいますので、その使い方、取り外しとか、機械の操作は、患者さんの家族の方に見てもらおうという形になります。

あと、時間のほうに関して、最初のときには、装置の説明とか、使い方、取り外しとかそういうような、医師のほうで説明されると思うのですけれども、その後何回か、家族の方が経験していますので、ちょっと時間のほうは、何時間かかったかというのは分かりませんので、申し訳ないのですけれども、不明です。

一応説明は以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 人工呼吸器ですからね、肺を通して酸素を血液に送り込む、そしてまた二酸化炭素を血液中から体外に出す。これが人工呼吸器の使命です。そういうことをやるのが人工呼吸器なのですから。ふと思ったのは、この間一般質問のとき聞いたのだけれども、冬というか、これから寒くなると、風邪のウイルスが来る。その場合に、新型コロナウイルスとこの風邪のウイルス、そういう患者には、これは使えないのですか。使おうとはしていないのですね。あくまでも往診の。診療所などでは、そういう患者が運び込まれたときには対応しないということなのですか。

○議長（船川京子君） 直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 井原議員と質疑にお答えします。

まず、この機械というのは、難病の方の人工呼吸器の分でありまして、普通その難病の方に対しての機械ですから、通常では、人工呼吸器というのは診療所ではございません。ありません。

あと、風邪とかは通常の治療になりますので、もしそういうことが新規で人工呼吸器が必要だった場合、また賃借をしていくしかないかなと思っております。

あと、人工呼吸器でも、種類がいろいろありまして、普通でしたら、喉の下に穴を開け

て、酸素を入れる人工呼吸器と、今回の場合は、マスクをつけて、それで、空気を吸った排出する二酸化炭素がよく出せない方に対しての人工呼吸器ですので、特殊な例の人工呼吸器の患者さんですので、その部分での賃借ということで、1台借りている状態でございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） さっきからちょっとお聞きしているのですが、1台しかないのだけれども、患者さんは、これまでに何人ぐらいいるのですか。この装置を使った患者さん。

○議長（船川京子君） 直江国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） 今の井原議員質問ですが、何名かという、今1名です。診療所で扱っている患者さんは1名です。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第51号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第8、議案第52号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

〔「峯山議員が先」と呼ぶ者あり〕

○8番（井原正光君） 峯山議員が先は先なのだけれども、今指名されたから。取り消しますか。はっきりおっしゃってください。

○議長（船川京子君） 暫時休憩します。

午後1時45分休憩

---

午後1時46分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの発言を訂正いたします。

質疑通告議員は2名です。

質疑を行います。

1番 峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 議案第52号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてお尋ねいたします。

3ページ、第2表、地方債補正、変更について。過疎対策事業債の公共下水道事業、そして、過疎対策事業債、流域下水道事業、ともに要望どおり借入れできなかったということですが、その理由が分かればお答えください。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 峯山議員の御質疑にお答えいたします。

茨城県で過疎地域に指定している自治体が五市町村あるわけなのですが、そこで予算を分配しているため、要望どおりつかなかったということになります。

以上です。

○議長（船川京子君） 8番 井原正光議員。

○8番（井原正光君） 同じ箇所です。今、予算を分配するという簡単なことを言ったのだけれども、総額は幾らなのですか。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） 井原議員の御質疑にお答えします。

総額自体というよりも、県のほうから、この事業ということで、内示ですか、決定通知書が7月の時点で届きまして、要望どおりつかなかったので、変更してくださいということで、県のほうから金額が指定されますので、全体で幾らというのは、今は分かりません。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 県のほうから云々ということなのですが、では、茨城県内で下水道の過疎事業債を使っている市町村はどこどこですか。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。

○都市整備課長（飯田喜紀君） お答えいたします。

まず常陸太田市、常陸大宮市、城里町、大子町、利根町の五つになります。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今おっしゃった市町村は全部過疎地域なのですか。

○議長（船川京子君） 飯田都市整備課長。



○都市整備課長（飯田喜紀君） お答えいたします。

茨城県内で過疎地域に指定されているのは五つとなっております。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第52号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第9、議案第53号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第53号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第10、議案第54号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 議案第54号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）歳入で、6ページの款3国庫支出金、現年分で185万5,000円、地域支援事業交付金、説明では、給与の見直しでこの分を補正しますと。どのような見直し、給与の見直しとい

うのは、どのような見直しをしたのか、その辺を説明してください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷福祉課長。

○福祉課長（蜂谷忠義君） それでは、石井議員の御質疑にお答えします。

6 ページ、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 地域支援事業交付金、総合事業以外の事業の現年度分の増額となる地域包括支援センター職員の給与費の見直しはどのような見直しかということですが、こちらは、予算編成時、地域包括支援センターの主任介護支援専門員について、新任職員の雇用を予定しておりましたが、応募がなく、雇用に至らなかったために、令和元年度と同じ執務体制となり、ベテラン職員がそのまま残ることによる給料や各種職員手当、職員共済組合負担金の増額が必要となったこと及び職員の 1 人が課長補佐に昇格したことにより、管理職手当の増額分が必要になったためであります。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第54号 令和2年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第11、議案第55号 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので、討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第55号 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第12，議案第56号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第56号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第13，議案第57号 あっせんの申立てについてを議題とします。

質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 東日本大震災の放射線関係の遅延損害金だと思いますけれども，大分時間がたっているようなのですが，これまでのいきさつについてをお伺いします。

それと，この金額の内訳がありましたら，教えてください。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村環境対策課長。

○環境対策課長（中村寛之君） それでは，片山議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目のこれまでの経緯についてですが，平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震に伴う福島県福島第一原子力発電所の事故により，深刻な放射能汚染が発生し，その影響は利根町にも及び，町では，住民の放射能に対する不安を払拭するため，放射能問題の対策に経費と尽力を費やして問題解決を図ってまいりました。その一部として，小中学校，幼稚園，保育園，公共施設，県道，町道等の放射線量の測定時の職員の時間内人件費，米，野菜及び土壌等の放射性物質量の測定のための食品放射線測定器購入費や学校給食等検査事業及び学校プール水検査費用を損害賠償請求しており，その中で，いまだ東京電力ホールディングス株式会社が応じていない職員の時間内人件費の平成23年度，平成24年分の請求になります。これにつきましては，原発事故による損害賠償請求権の消滅時効特例法に基づく消滅時効の期間が10年間となっていることから，令和3年3月から

順次成立するためのものです。

なお、平成25年から令和元年度までの間も、毎年放射線対策の人件費を賠償請求しております。

次に、2点目のこの金額の内訳についてですが、平成23年度職員時間内人件費288万641円と平成24年度職員時間内人件費1,084万9,905円の合計の損害賠償金1,373万546円になります。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） そうすると、この事故が発生した後、一度もこの時間内手当というのは、賠償されていないということですね。

○議長（船川京子君） 中村環境対策課長。

○環境対策課長（中村寛之君） 議員おっしゃるように、時間内勤務手当につきましては、一度もこちらのほうにお金は入ってきておりません。

そのほかのもの、先ほど説明したものについては入っています。

以上です。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） これは何も利根町だけの問題ではなくして、近隣市町村でも同じような問題が発生していると思いますが、その辺の近隣市町村の時間内手当の支給状況、損害賠償の支払い状況を御存じでしたら教えてください。

○議長（船川京子君） 中村環境対策課長。

○環境対策課長（中村寛之君） 稲敷市地区6市町村放射能対策協議会というものがありまして、そこに阿見町、稲敷市、牛久市、美浦村、龍ヶ崎市、利根町の6自治体で結成している団体です。全部この6市町村、全部もらっていない団体、時間内人件費については全然もらっていない状況です。今回、阿見町、稲敷市、牛久市、美浦村の4市町が請求したという形になります。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 今、お聞きして、大体分かったのですがけれども、利根町でも以前、議会で放射能対策特別委員会をつくって、いろいろと調査した経緯があります。6市町村でもって相談されて、今回のあっせんをやる、申請するということなのでしょうけれども、ちょっと気になったのは、このままの文章で出すのかどうなのか。例えば、原子力損害賠償紛争解決センターというのは、二つあるよね。どこに出すのか。宛て先が書いていない。

それから、もう一つ気になったのは、東京電力ホールディングス株式会社の会社は書いてあるのだけれども、その誰に出すのか。やっぱりその辺まで入れないとまずいのではないかなと、この申立書を見て思ったのです。これについてどうですか。

○議長（船川京子君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村環境対策課長。

○環境対策課長（中村寛之君） 2点目の東京電力ホールディングス株式会社につきましてですけれども、こちらについては、代表者、代表執行役社長小早川智明様に相手方は請求いたします。住所は、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号になります。

もう1点目の賠償責任の紛争先なのですけれども、東京都港区西新橋1丁目5番13号、原子力損害賠償紛争解決センターになります。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） だから、言っているように、原子力損害賠償紛争解決センターというのは、福島と東京、2か所あるのです。どちらに出すのかとそれを聞いたのです。

それから、もう一つは、その住所、西新橋1丁目5の13号、書いてあるのだけれども、これだけで果たして行くのかなど。それもちょっと心配なのです。これ、出るでしょう。だから、私ちょっと見たら、いろいろ細かく書いてあるのだよね、定額が何回かとか、正式な文書だから、やはり執行役員の名前とか住所はちゃんとしっかりと書いてやるべきだと思うのだけれども、これでは、議決を求めるといっても賛成できない。その辺どうなのでしょう。

○議長（船川京子君） 中村環境対策課長。

○環境対策課長（中村寛之君） 議員おっしゃるとおりです。事前に、龍ヶ崎、利根町以外の市町村においては、この紛争あっせんの申立てについて、6月の議会にかけている状況で、議案の内容については、こういった形で出しておりまして、そのほか6市町村、現状では、利根町と龍ヶ崎は入っておりませんが、4市町村で出している状況です。その中に一緒に利根町も今度龍ヶ崎市のほうも、今回の議会のほうで承認を得られる方向で進めておりますので、まとめれば、龍ヶ崎と利根町は、会長が牛久市長になっておりますので、そこでまとめて、和解仲介手続申立書ということで、提出する考えでおります。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） そうすると、利根町長佐々木喜章では出さないということですね、今の話だと。これ、利根町長の名前で出すのであれば、今、指摘したところはやはり訂正してもらいたいし、関係町村で協議して、一緒にあっせんを出すのであれば、この原案でも私はいいというふうに思っていますけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（船川京子君） 中村環境対策課長。

○環境対策課長（中村寛之君） それにつきましては、名前のところに稲敷地区6市町村放射能対策協議会会長、牛久市長の名前と下に龍ヶ崎市長と利根町長の名前が入るような形になります。

以上です。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

議案第57号 あっせんの申立てについてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第14、議案第58号 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第20、議案第64号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題とします。

この件については、9月1日の本会議において決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査の経過及び結果について委員長報告を求めます。

新井邦弘決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長新井邦弘君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（新井邦弘君） それでは、命によりまして、決算審査特別委員会に付託された議案の審査、経過及び結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

本委員会は令和2年9月1日の本会議において設置され、議案第58号 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第64号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7議案について付託されたものであります。

決算審査特別委員会は、令和2年9月9日から、土日を除き9月14日まで4日間、委員10名出席の下開催し、町長、教育長をはじめ、各課長及び担当職員の出席を求め、慎重なる審査を行いました。

まず議案第58号 令和元年度利根町一般会計決算の歳入は56億7,131万2,771円、歳出は54億4,040万8,294円です。

これに対し、峯山委員から公共交通に予算が充てられていない。防災費で町民全員の食料品や物資が充足されているのか疑問である。また、関係人口、交流人口は移住につながるなどとして反対討論がありました。

採決の結果、賛成が五十嵐委員、石山委員、大越委員、山崎委員の4票、反対が井原委員、花嶋委員、石井委員、片山委員、峯山委員の5票で否決されました。

以降の議案第59号から議案第64号までの特別会計については全会一致で可決されました。  
議案第59号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計決算の事業勘定は、歳入が22億28万2,524円、歳出は21億8,354万2,840円です。

国保診療所の施設勘定で歳入は1億3,587万9,106円、歳出は1億1,917万2,991円です。  
続きまして、議案第60号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計決算の歳入は3億2,723万9,706円、歳出は3億1,631万9,150円です。

議案第61号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計決算の歳入は1,803万8,833円、歳出は1,451万3,745円です。

議案第62号 令和元年度利根町介護保険特別会計決算の歳入は14億8,304万4,589円、歳出は14億1,362万8,808円です。

議案第63号 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計決算の歳入は1,286万9,814円、歳出は1,115万617円です。

最後に、議案第64号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計決算の歳入は、4億7,985万7,017円、歳出は4億7,620万1,885円でした。

今後も行政改革を進め、歳出抑制に努めていただきたいと思います。

なお、審査の詳細につきましては、全議員が委員会に出席しているため割愛させていただきます。

以上、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（船川京子君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員が委員のため省略いたします。

それでは、議案第58号 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

峯山典明議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○1番（峯山典明君） 1番峯山典明でございます。

議案第58号 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について反対討論を行います。

第5次総合振興計画策定事業は、平成30年度に630万600円を費やし、令和元年度には203万400円を費やしています。第5次総合振興計画策定事業は、利根町が力を入れている事業であることが分かります。基本方針1の安全で人に優しい快適なまちづくりでは、公共交通の利便性の向上を掲げています。しかし、車を運転できない方や子供たちが自由に町内を行き来できるようになるための事業に予算が十分充てられたかという点、そうではありません。評価としては現状維持と言わざるを得ません。

平成30年1月に取られた第5次総合振興計画の町民アンケートで、16歳から39歳までの方たちが、利根町にはあまり長く暮らせない、もしくは、近いうちに転出することを考えていると、一番多く答えていました。

利根町の人口流出を止めるには、交通の利便性向上は欠かせません。福ちゃん号、ふれあいタクシーへの予算は十分ではありません。

そして、防災施設費成果説明書には、生活救援物資等を計画的に購入することで、災害に備えることができたとあります。しかし、昨今、日本全国で想定外の災害が頻繁に起きています。どの規模の災害がいつ起きるか誰にも分かりません。だからこそ、未曾有の災害が起きてても、生活できるだけの物資は確保しなければいけないと考えます。

アルファ米、炊き出しセット40箱2,600食、500ミリリットルペットボトル飲料水960本では不十分です。アルファ米2,600食とペットボトル960本は、あくまで令和元年度に購入した数なので、実際にはもっと備蓄されているかと思います。しかし、利根町の人口は約1万6,000人です。一体何人が何日過ごすことができるのでしょうか。

政府やボランティアの方たちから支援物資が届くまで、安心して過ごせるだけの備蓄品が必要です。避難指示が出た際、御高齢の方にも飲食物は持参するよう言われます。文化センターでは、飲み物が自動販売機で買うことができますと言われました。避難とはそういうものではありません。避難所では、公助が全てです。必死になって避難し、やっとの思いで避難してきた人たちをもてなすためにも、物資の購入にはもっと予算を割いていただきたいです。

シティプロモーション事業は、関係人口、交流人口という机上の空論のような人たちに、利根町の認知度、魅力度の向上を図る事業ですが、この関係人口、交流人口が、そのまま移住・定住につながるという明確な根拠が利根町にはありません。お米がおいしい、空気がきれい、自然が多い、地域資源、観光資源を気に入った人たちが、利根町に足を運び、やがて利根町に移り住んでくれるというのは、都合のよい解釈です。皆さんも、旅行で観光地を巡り、とてもいいところだなと漠然と魅力を感じた土地があったはずです。ではそこに実際に移り住んだのでしょうか。移住していないからこそここにいるはずです。旅行、観光はあくまで娯楽です。移住にはつながりません。

関係人口、交流人口を移住につなげられるのは、一部の地域です。利根町が関係人口、交流人口を増やしても、移住・定住につながるとは考えにくいです。なぜならば、不便だからです。

先ほど申し上げましたが、利根町に長年暮らしている若者たちが出ていってしまう理由に、公共交通の利便性向上は欠かせません。もし利根町に興味があって、利根町を訪れたとしても、移動手段がなければ困るはずです。

利根町には、過去、実際に関係人口、交流人口と呼ばれる人たちがいました。数年にわたって利根町に関わった郁文館高校の学生と先生です。郁文館高校の学生と先生は、利根



町に移り住んでくれたのでしょうか。また、利根町の魅力を十分に伝えられたのでしょうか。私は、学生と先生に、利根町に引っ越したいですか、利根町に暮らしたいと思いますかと質問しました。すると、皆さんの回答は、利根町はバスが少なく不便、今日は布佐駅から1時間も歩いた、生活しにくい、やっぱり東京がいいというものでした。郁文館高校の学生、そして先生は、まさに関係人口、交流人口でした。この答えが全てを物語っています。

町の魅力を外に伝える、利根町をPRするのは大事なことです。しかし、予算のかけ方がおかしいです。一時期、観光客が減ってしまった熱海市は、ある政策で観光客を増やして、V字回復したことで観光賞を獲得しました。観光客を増やした熱海市長は、宣伝にはお金をかけなかったといいます。熱海市長は、お金をかけずに宣伝し、観光客を増やすことに成功しました。メディアプロモーションです。今はインターネットが発達しているから、お金をかけないで宣伝することができたと。地方自治法には、地方公共団体は最少の経費で最大の効果が出るようにしなければならないとあります。利根町も、熱海市を見習って、お金をかけないシティプロモーションに力を入れてはどうでしょうか。

続いて、健康増進施設調査事業383万4,317円かけています。20歳から75歳までの町民1,500人を無作為に抽出した郵送アンケート、千葉県400人、龍ヶ崎、河内、稲敷、阿見、美浦村の200人、合わせて600人を対象としたウェブアンケート、そして、いわきゆったり館への視察に合わせて約383万円を費やした事業です。

昨年、日本共産党利根町支部が実施した全戸を対象とした住民アンケートは、返信と合わせて10万円かかりませんでした。1,500人ではなく、全戸に配布しました。また、グーグルを活用したウェブアンケートも無料で実施することができました。

アンケートは、やり方によっては予算をかけずに行うことができます。視察に行ったとしても、予算をかけ過ぎと言わざるを得ません。

地域おこし協力隊事業は効果がありませんでした。地域おこし協力隊は、町の宣伝、PRを頑張ってくれたじゃないか、十分効果があったという方がいらっしゃるかと思います。しかし、それは与えられた仕事であって、地域おこし協力隊の本質ではありません。あくまで地域おこし協力隊という事業は、定住推進事業です。地域おこし協力隊、本人に定住してもらうことが目的の事業で、地域おこし協力隊のゴールは定住です。定住してもらうことが目的であり、その手段として、日々の任務があります。

利根町で魅力発信のために尽力されていた女性隊員1名が利根町を離れました。利根町はいいところですよと、利根町をPRしていた本人が、定住を望まなかった、定住を望めなかったという事実を受け止めなければいけません。

利根町の大きな問題は、人口減少、少子高齢化、公共交通の利便性向上が挙げられます。だからこそ、小さい金額でも無駄遣いをなくし、効果が薄い事業を廃止して、より住民福祉を充実させられる事業へ転換していくことが求められます。

そこで、最後に一つ気になったことを挙げさせていただきます。ほんのささいなことではありますが、21万900円で一眼レフカメラを購入したことです。利根町には、地域おこし協力隊の購入したオリンパスのミラーレスカメラがあり、画素数は1万6,500画素で望遠ズームレンズもあります。プロも使用する、行政が使うには十分な仕様となっているカメラです。私は、決算特別委員会の質疑の中で、カメラが足りなくなったから購入したのですかと尋ねたところ、回答は緊急性を要するものではありませんでした。

何かを提案すると、答弁でよく聞かれる財源がないという言葉、財源がないといいながら、21万円するカメラを購入しています。今はスマートフォンでもカメラの質はよく、プロの写真家さえ、スマートフォンで撮影する時代です。財源がないといわれる利根町において、21万円のカメラは必要なのでしょうか。行政はイベント会社でも広告会社でもありません。職員が撮影した写真1枚で、住民の生活が豊かになることはありません。

「広報とね」、そしてホームページは、あくまで助成内容や事業、公共施設の情報などを伝えることがメインです。画質がきれいな写真がメインにはなりません。たった21万円、されど21万円です。本当に細かいことです。たったカメラ一つで、何を騒ぎ立てるのかと思われることでしょう。しかし、ちりも積もれば山となるです。このような小さい予算の使い方一つ一つを見直していくことで、よりよい事業に充てる予算を確保することができるのだと思います。

全体を見れば、多くの事業は適切に執行されておりました。しかし、財源がないといわれる利根町だからこそ、小さいところから見直していただきたく、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

大越議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 4番大越勇一です。

議案第58号 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、賛成の立場で討論いたします。

9月9日から9月14日までの4日間で決算審査特別委員会が開かれました。各委員から、積極的な多くの質疑が出され、担当職員から質疑について事細やかな説明を受けました。

私は、予算が適正かつ効率的に執行されていると認識しましたので、議案第58号 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件に賛成いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石井議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 5番石井です。

令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算について反対討論いたします。

第5次利根町総合振興計画、利根町魅力アップビジョンがつくられ、町の将来像として、「ともに創ろう みんなの住みたくなるまち とね」これを実現するために、六つの基本目標に基づき施策が展開されております。

歳入では、自主財源である町税、前年度より668万7,000円の減で、13億4,716万5,000円、町税は1,061万6,000円の減は、給与所得者が定年退職により年金受給者になったと。それに固定資産税は新築住宅等によって408万3,000円の増、今後はさらに減収が進むと思います。

歳出では、健康増進施設整備基礎調査が実施され、本当に健康増進施設の必要性に疑問を感じております。

移動販売車福の助商店、これはJAに委託して、1日の売上げが3万円程度、これで大丈夫なのか、続けていけるのかどうか心配であります。

旧利根中第1グラウンドトイレ新築工事について約800万円、大きな金額がこのトイレにかかっております。これはウェルネススポーツ大学が整備すべきではないか。一般の住民はあまり使用しないように思うので、この決算については反対いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 2番山崎でございます。

議案第58号 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件について、賛成討論いたします。

この議案は、そもそも昨年3月の定例議会におきまして可決された案件でございます。その可決された議決案件に沿って、しっかりと遂行されていたかを審査するものであって、予算ではなくて、決算の認定の話であります。昨年3月に可決されたこの案件がしっかりと手続方法に逸脱していないか、予算がしっかりと使われているか、法を犯すことなく予算が使われていないか等を審査する委員会であります。

一昨日、特別委員会におきまして反対されたら5人のうち、昨年3月の定例議会時に議員であったのは、今、反対討論された石井議員、それと花嶋議員の2名で、ほかの井原議員、片山議員、峯山議員は、そのときは議員ではありませんでした。そして、その3月の当初予算のときに、現職であった石井議員と花嶋議員ですが、石井議員は賛成しております。そして、花嶋議員はランドセルの支給に対して、納得できないということで反対していたと記録として確認してございます。

また、その後の何回かの補正審議案件に関しても、臨時議会を開催して、しっかりと討議され、そして可決され、予算もしっかりとした手続を取った運営をされておりました。全くの瑕疵はございません。

そして、出納検査においても適正に処理されていると、定例議会初日に監査委員の方から報告されております。

先ほど、峯山議員が、カメラとか、公共交通とか、あと災害時の備蓄等云々、あと、今石井議員もおっしゃっていましたが、その反対意見につきましても、議会では、議会を開催して、全部可決しています。その可決したお金が間違った使い方をしていないかどうかを審査するのが、この決算認定委員会であります。予算と決算を履き違えていると、私はそのように感じております。

もう1回言います。再度申し上げますが、決算審査特別委員会は、議会で可決された予算が適正に支出されているか、いたかを審査する場でございます。

私から言わせてもらいますと、反対した議員は、何の問題があって反対したのか、非常に疑問に思うところがございます。峯山議員は、効果等について反対意見されました。ただ、それも、お金の使い方のことではなくて、来年度の3月前の議会において、予算委員会において、そういう質問をされるのが適正かなと私は思っております。

本日も、傍聴の方、午前中はいっぱいいて、今3名の方がいらして、5階のほうにも傍聴されている方がいるかもしれませんが、この理由が分からずに反対されても、議会全体が困ります。生産性の上がらない、スピード感のない議会運営になってしまいます。議会改革のためにも、しっかりと目的を持って、実のある議論をしていきたいと私は思います。

以上のことから、私はこの案件について賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第58号 令和元年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、原案について認定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第58号は認定されました。

暫時休憩とします。

再開を2時55分とします。

午後2時38分休憩

---

午後2時55分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（船川京子君） 議案第59号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決

算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第59号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第59号は認定されました。

---

○議長（船川京子君） 次に、議案第60号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第60号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第60号は認定されました。

---

○議長（船川京子君） 次に、議案第61号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第61号 令和元年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第61号は認定されました。

---

○議長（船川京子君） 次に、議案第62号 令和元年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第62号 令和元年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第62号は認定されました。

---

○議長（船川京子君） 次に、議案第63号 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第63号 令和元年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第63号は認定されました。

---

○議長（船川京子君） 次に、議案第64号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから議案第64号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第64号は認定されました。

---

○議長（船川京子君） 日程第21、議員提出議案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

説明を求めます。

提出者、8番井原正光議員。

〔 8 番井原正光郎君登壇〕

○ 8 番（井原正光君） 議員提出議案第 2 号

令和 2 年 9 月 16 日

利根町議会議長 船 川 京 子 様

提出者	利根町議会議員	井原 正光
賛成者	同	花嶋美清雄
賛成者	同	峯山 典明
賛成者	同	五十嵐辰雄
賛成者	同	若泉 昌寿
賛成者	同	新井 邦弘
賛成者	同	石井公一郎
賛成者	同	石山 肖子
賛成者	同	大越 勇一
賛成者	同	片山 啓
賛成者	同	山崎誠一郎

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書案。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療，教育・子育て，防災・減災，地方創生，地域経済活性化，雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ，長期化する感染症対策にも迫られ，今後の地方財政は，かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって，国においては，令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け，下記事項を確実に実現されるよう，強く要望する。

記

1，地方の安定的な財政運営に必要な地方税，地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際，臨時財政対策債が累積することのないよう，発行額の縮減に努めるとともに，償還財源を確保すると。

2，地方交付税については，引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう，総額を確保すること。

3, 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから, 万全の減収補填措置を講じるとともに, 減収補填債の対象となる税目についても, 地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4, 税源の偏在性が小さく, 税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに, 国税・地方税の政策税制については, 積極的な整理合理化を図り, 新設・拡充・継続に当たっては, 有効性・緊急制等を厳格に判断すること。

5, 特に, 固定資産税は, 市町村の極めて重要な基幹税であり, 制度の根幹を揺るがす見直しは, 家屋・償却資産を含め, 断じて行わないこと。また, 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は, 本来国庫補助金等により対応すべきものであり, 今回限りの措置として, 期限の到来をもって確実に終了すること。

以上, 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年, これは採決された後の日付になると思います。

茨城県北相馬郡利根町議会。

意見書の提出先でございますが, 衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣, 財務大臣, 総務大臣, 厚生労働大臣, 経済産業大臣, 内閣官房長官, 経済再生担当大臣, まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上でございます。

○議長(船川京子君) 説明が終わりました。

本案については, 議長を除く全議員が賛同しているため, 質疑, 討論は省略いたします。お諮りいたします。

本案は, 原案のとおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船川京子君) 異議なしと認め, そのように決定いたしました。

〔「議長, 動議を提出いたします」と呼ぶ者あり〕

○議長(船川京子君) どのような動議でしょうか。

自席で発言してください。

大越議員。

○4番(大越勇一君) 井原正光議員に対する議員辞職勧告決議の動議を提出いたします。

○議長(船川京子君) ただいま大越議員から, 井原正光議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。

この動議の成立には, 1名以上の賛成者が必要となります。

お諮りいたします。

この動議に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船川京子君) 1名以上の賛成者がありましたので, この動議は成立しました。



暫時休憩します。

午後 3 時 0 9 分休憩

---

午後 3 時 1 2 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔「議長，退室いたします」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 峯山典明議員が退室しました。

ただいまの出席議員は11名です。

井原正光議員の議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し，追加日程第 1 として議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって，この動議を追加日程第 1 として直ちに議題とすることが可決されました。

---

○議長（船川京子君） 追加日程第 1，井原正光議員の議員辞職勧告決議を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により，井原正光議員の退場を求めます。

〔8 番井原正光君退場〕

○議長（船川京子君） 井原正光議員が退場いたしました。

本案について説明を求めます。

提出者，大越勇一議員。

○4 番（大越勇一君） それでは，井原正光議員に対する議員辞職勧告決議の提案理由を申し上げます。

井原議員は，自身が発行する議会レポート 6 号にて，令和 2 年第 2 回利根町議会定例会の報告を掲載しました。その中の記事で，議案第 42 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 6 号）で，大越勇一議員が賛成討論をしました。内容は，新型コロナウイルスの影響で，中小企業は大打撃を受けている。町内に事業所を有する法人 146 件，個人事業主 116 件に，利根町中小企業者経営支援助成金が支給されることはとてもありがたいことです。大越勇一議員は，30 万円の受給者ですと記載したのです。しかしながら，私，大越勇一個人は，対象者でもなく，もちろん受給もしておりません。どういう意図があつてか分かりかねますが，このようなでたらめな内容のレポートを新聞折り込みで町民の皆様に配布したのです。

このことから，令和 2 年 7 月 21 日の全員協議会で，新井邦弘議員がこのレポートの内容について，大越勇一議員は 30 万円の受給者ですとの表現はおかしいのではないかと質問したところ，井原議員は答える義務はないと言いつつ放ったのです。山崎誠一郎議員の誰から聞いたのか，どこから情報を得たのかとの質問に対しては，黙秘でしたので，私が井原議員

に、答弁はしないのか尋ねると、井原議員は全員協議会で話し合う内容ではない、このような場を許す議長の運営にも問題がある。住民からの質問になら答えるが、議員からの質問には答えないと言ったのです。私も受給していない、誰から聞いたのかと質問を始めたところ、質問途中にもかかわらず、逃げるようにして退席しました。これが、町長や議長を経験した議員が行う行為でしょうか。

さらには、令和元年第2回利根町議会定例会最終日である6月14日の本会議の中で、若泉昌寿議員個人のデリケートなプライバシーに関する発言や今定例会の井原議員の一般質問においても、私が所属する会派の令和デモクラシーが今度閉店するスーパーの運営が、あたかも不適切な運営であったかのような発言をしたなどと言っておりますが、一般論を話したことをすり替えられたこと、これは侮辱に値し、憤りを隠せません。

発言が自由であるからといって、井原議員のようなどんな内容の発言も許されるものではありません。おのずから節度のある発言でなければならない。議会会議規則第102条、議員は議会の品位を重んじなければならない。さらに、地方自治法第132条、議員は無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたって発言してはならないと規定されておりますが、井原議員は、まさにこれに違反した言動を取っております。

以上のことから、井原議員に対し、速やかに議員の職を辞することを勧告いたします。説明を終わります。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） それでは、ただいま辞職勧告をいたしました大越議員に対して、私も賛成いたしますので、ちょっと述べさせていただきます。

まず、利根町議会、今回、井原議員が辞職勧告を受けました。その前は、花嶋議員も受けました。我々議員は、利根町をよくするための議員だと私は思っております。その中で、辞職勧告を受けるような行為をしているということは、私としても情けない話でございます。少し長くなりますけれども、述べさせていただきます。

井原議員、彼は、職員として三十数年、それから、議員3期ですか、町長も経験しております。私、常日頃から、この利根町の行政に関わる中では、井原議員ほど物知り、何でも分かっている方はいないと思っております。ですから、今の現佐々木町長よりも、井原前

町長のほうが分かっていると、私はそのように思っております。本来なら、そういう方は、この利根町のために、いろいろな意見、例えば、町長に対しても、アドバイスとか、そういうことを言って、この利根町をよくするのが、私は、井原議員の立場なのかなと、そう思っております。

私、これから井原議員が町長の時代のときのことをちょっと話させてもらいます。井原議員は、平成17年に龍ヶ崎との合併、破綻になりました。これは、前の遠山町長が判こを押さない、それが最大の原因と私は思っています。そのときに、町民の7割の方は、龍ヶ崎の合併、再度願っております。そこで、我々合併の議員はじめ、町民は、何とかもう一度合併しようということで、井原候補ですね、そのときは。それから、白旗候補、この2人が手を挙げました。そこで、主立った町民も含めた我々は、井原議員を選びました、町長として。ですから、当然、リコールされた遠山町長の代わりには、井原町長として誕生したわけでございます。

井原議員のそのときに述べた言葉は、私は町長になったら、総務省へ行って掛け合ってくる、龍ヶ崎とも真剣に話し合っ、即合併に向かって頑張る、そういう言葉を言ったのが井原候補です。そういうことを我々は信じて選んだわけです。ところが、恐らく私の知っている限りでは、総務省は行っていないと思います。龍ヶ崎へは、即我々合併の議員と龍ヶ崎のほうに行きました。その後は、恐らく、個人として、1回か2回行った程度かなと。そんな感じだと思います。

ですから、合併を再度といいましても、なかなかこれは、龍ヶ崎もオーケーはしないとします。それで、今、利根町は、町としての今の現状でございます。

井原町長の時代ですが、そのときに、場外馬券場、企業からの誘致がありました。我々賛成者の議員、一緒です、仲間ですね、仲間として、そのときは、はっきり言いました。名前も言います。亡くなってしまいましたが、野村議員、今の町長、佐々木、それから私、それから五十嵐議員、そういう方たちが町長になった井原議員といろいろ仲良く何でも相談し合いながらやっていた時代でございます。それで、その場外馬券の話がまいて、町長から、こういう企業から話に来ているのだ、どうだろうと。私は大変いい話だなと、この利根町、よくなるためには、やはりそういう企業を誘致しなければいけない。場所は、今のウェルネス大学、まだ来る前の話です。そこへ場外馬券場をとということで、企業が来ました。しかしながら、町民の方、反対者も多くおりました。署名も集めました。そこで、我々は、場外馬券そのものも、我々も知りませんので、ひたちなかの場外馬券場に行った、また、群馬県の高崎、そちらのほうへもバスを仕立てて、住民も一緒に行きまして、内容をよく聞いて、現状をよく見てまいりました。住民の方もその結果、利根町に誘致してもいいのではないかと、そういう声がかんたんと広まってまいりました。それで、何回となくその企業と我々、町長を軸にして、話し合いました。しかし、半年が過ぎ、約1年までは行きませんが、企業もやはり何とか返事を早くしてもらいたいということで、

ある日、町長のところへ訪ねてまいりました。そうしたところ、我々に一言、場外馬券場は断ったよと、そういう返事なのです。ここで聞いている皆さん、どう思いますか。一緒に場外馬券、この利根町へ誘致しようと考えて、住民もそのようにだんだんとなってまいりました。それで、議員の我々に、賛成者の議員にも、何事も一言も相談もなく、断ったよと、それはないのではないですか。私は怒りました、はっきり言って。町長、あなたは何を考えているのだと。これまで一生懸命誘致のためにやってきた我々に一言も相談もなく断るとはどういうことなのだ。本当に私、怒りました。賛成して、一緒にやってきた中で、私が一番怒ったのか、それは分かりませんが、本当に私は悔しい思いをしました。それで、ああ、この町長はもう駄目だね、人の意見も聞かない、自分の判断、独りでそのように断る、これはもうついていけない、そのときに、私は町長に、もうあなたとは一緒にはやっていけないとはっきり言いました。

そういうことがありながら、結局は町長も任期が来ましたので、私、今の現町長、佐々木町長に対して、町長選、出るかと。もう、一言も、何事も言わなかった、出る、では分かった、応援するという事で町長選があったわけなのですが、残念ながら、2回8年間、町長は、本当に苦い人生体験をしました。もう、町長はこれで出ないのかな。私は内心はそう思っていましたけれども、もし出てくれればなと思いつつ、町長が私のところに来て、もう一度何とか挑戦してみる、そういうことで3期目、3回目出るようになりまして、それでようやく今の町長が誕生しましたね。それからは皆さんも知っているとおり、この利根町もいろいろとよくなってきたと思います。その陰には、県会議員、また大井川知事、この力は大いにあります。あのときに、町長選が7月なのです、その後が知事選挙なのです。まだ町長になりたてなのです。周りの自治体は、ほとんど前の知事、橋本知事。この辺では、大井川知事、応援したのは、この利根町だけです。ですから、町長とすれば、もし万が一のことがあったら、もう自分の立場がない、この利根町背負っていくのにも、力も何もないと、そういう状況だったと思います。ですから、随分考えた挙げ句の大井川知事候補に応援すると決めたと思います。でも、それが結果として、こういう結果が出ましたので、よくなりました。ですから、今の町長が誕生してから、この利根町もよくあると思います。

私、はっきり申しまして、先ほど、大越議員の中でもありましたが、私も井原議員には、プライバシーに反するようなことをこの議場で言われました。なぜそこまで結局、私に対して言うのか、それは私も分かりませんが、何はともあれ、結局、人のプライバシーに関することも、この議場の中で言うてはいけないことを言葉として出してあります。ですから、これ議事録に残っております。でも、私は我慢して、それ以降は何も言いませんが、しかし、今回、大越議員から辞職勧告、出されました。出されて当然だと思います。ですから、私はもう全面的に、この辞職勧告に対しては賛成したいと思います。

恐らく反対者の方もいると思いますが、私の話も聞いて、幾らか井原議員の行動という

ものも分かると思います。もしできたら、これからこの利根町をよくするためにも、反対ばかりするのが能ではありません。ですから、賛成の方向に向かって、ぜひとも、ここで考え直して、全員が辞職勧告に賛成いただけるように、私からもお願いして、賛成の立場として討論を行います。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

山崎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。

井原議員への辞職勧告の動議について賛成討論をいたします。

現在の社会においては、情報漏えいに関係する事件や問題が数多く発生しております。自殺者や犯罪も数多く発生しております。企業も団体も個人も、漏えいさせないことに細心の注意を払っております。

今回の辞職勧告の問題であります。まさに個人情報の保護及び情報漏えいに関して、率先して模範を示さなければならない議員が、2度にわたり議会の本会議での発言、そして新聞折り込みという方法で実施した井原議員の活動レポートという公のものを利用して、個人情報の保護及び情報漏えいを犯しました。

それも、一つは、今発言された若泉議員の私生活の情報を公開されない権利を侵した完全なプライバシー違反の問題、もう一つは、大越議員に関する誤った情報を町内に拡散させたという問題であります。

先日の全員協議会において、この問題を取り上げ、この誤った情報はどこから入手した情報か、どういう意図で拡散したのかを問いただしましたが、井原議員は答える必要がないと言い放って、議員全員参加の全員協議会という正式な会議中にもかかわらず、議長の承認を得ずに、1人退席してしまいました。町民の負託を得て活動している議員の行動とは思えません。

改めて申し上げますが、現在において、個人情報及び情報管理に関する漏えいとは、重大な問題であります。これから、この採決になると思いますが、現在では、この基本的なものでありますこの動議に反対する議員がもしもいましたら、町民の皆様には、しっかりとその方たちを把握していただきたいと思っております。

2003年、平成15年ではありますが、個人情報保護法が成立して、既に17年を経過しております。個人情報や情報漏えいに関する考えは、昭和の時代とは違うのであります。今の時代に対応できないのであれば、そして議員として模範を示せないのであれば、どうかは議員辞職をされることを勧めます。

以上のことなどから、私は、今回の辞職勧告の動議に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

石山議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。

井原議員の辞職勧告の議案について、私は賛成の立場から討論いたします。

井原議員の議会レポート中に事実と違う誤った情報が載せられた、そして、その後に、訂正、謝罪などの誠実な対処が行われていない。この1点において、私は、この議案に賛成いたします。

議員には、知識、見識とか、先見性、先を見る力とか、判断力とか、そういうものは必要とされております。このような基本的能力、これはやはり高めていくことを皆さんと一緒にしていきたいと思っておりますが、それとともに、本質的に必要なものとは何か、私も大事にしておりますが、それは誠実な態度です。議員には、高い倫理的義務が課せられていると思います。知識や先を見る力、判断力、そういうものが、誠実な態度があつてこそ発揮されるもの、井原議員の今までの行動、特に、先ほど申し上げました議会レポート中に誤ったことを載せた、その後に誠実な態度、行動を取っていない、この1点において、私はこの議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

新井議員。

〔11番新井邦弘君登壇〕

○11番（新井邦弘君） 井原議員の辞職勧告に賛成の立場で討論させていただきます。

我々議員は、いつも4年間で1冊の議員必携、毎回監修されておりますけれども、その議員必携を見ますと、全員協議会が協議または意見調整の場であることを基本にして、あくまでも活発で円滑な議会運営活動を目指した常識ある運用を図る必要があると記されております。

先ほど申し上げた大越議員が全員協議会の場で、私は一番最初、発端なのですが、その新聞の折り込みチラシに入ってきたレポートを読みまして、あれ、これって、会社名なのに大越議員の名前が載っていると、そういった点で私は質問しました。本来であれば、全員協議会の中で、その答弁を井原議員は、本当でしたら議員としてやれば、こういった結果にも、僕はなっていないと思いますが、それをあえて途中退場した。これはやはり僕ら議員としては、一番経験豊かな井原議員であります。その議員自らの行動の招いた結果がこういうふうになっているのかなと思います。

襟を正す意味でも、私は、この辞職勧告決議案に賛成いたします。

○議長（船川京子君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、井原正光議員の議員辞職勧告決議を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、井原正光議員の議員辞職勧告決議は原案のとおり可決されました。

ここで井原正光議員の入場を求めます。

峯山議員が入場されました。

ここで若泉議員が所用のため退席するとの届出がありました。若泉議員が退場いたしました。

〔8番井原正光君入場〕

○議長（船川京子君） 井原正光議員が入場いたしました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

---

○議長（船川京子君） 日程第22、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配付した所管・所掌事務調査の事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（船川京子君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 令和2年第3回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

9月1日から本日までの16日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了

し、閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には、令和元年度の決算認定など、合計21件の案件を御提案しましたところ、慎重なる御審議をいただきました結果、全て原案どおり可決並びに御承認をいただきましたことに心より厚く御礼申し上げます。

また、本定例会の期間中に行われた決算特別委員会や一般質問、本日の議案質疑など、それぞれの議案審議の過程において、議員の皆様からいただきました御意見や御提言などにつきましては、真摯に受け止め、今後の町政運営に当たってまいります。

今定例会の冒頭でも触れました国内の経済情勢の先行きですが、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善を待って、持ち直しの動きが続くことが期待されるとの見方がされています。

先週、茨城県におけるコロナ対策のステージが緩和され、全国的にも警戒レベルの引下げが相次いでおり、感染状況は落ち着きつつあると考えられています。しかし、決して予断を許さない状況に変わりはありません。

町といたしましては、町民の皆様には、基本的な感染防止策の徹底、継続をお願いするとともに、活気あるまちを取り戻すため、地域経済や住民生活の支援を引き続き進めてまいります。

間もなく10月ということで、本年度も折り返し地点に差しかがろうとしております。後半は、来年度に向けた予算編成など、様々な事務事業が予定されております。引き続き職員共々気を引き締めながら、一つ一つ事業を着実に実施していきたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、健康に留意されますとともに、さらなる町発展のために、町政への御理解と御協力をお願い申し上げます。議会定例会の閉会に当たり、挨拶とさせていただきます。

16日間、大変御苦勞さまでございました。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和2年第3回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和2年第4回定例会は、令和2年12月2日水曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午後3時50分閉会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 船 川 京 子

署 名 議 員 若 泉 昌 寿

署 名 議 員 新 井 邦 弘